

# 「個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」及び 「個人情報の保護に関する法律施行規則（案）」に関する意見

2016年8月31日  
経営法友会

## 1. はじめに

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という）は、2005年4月に全面施行され、各企業は個人情報の取扱いについて、個人情報保護法第1条に定められているとおり、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する」ために、様々な対応を行ってきた。

その後、インターネットを中心とする急速な技術革新、スマートフォンの普及などが進み、ソーシャルメディアの発展とともに、グローバルな規模での情報発信がなされるようになる一方、ビッグデータの活用による新しい産業の活性化や、FinTechのような新しい金融ビジネスの発展も期待される場所である。

このような中、個人情報保護法が環境の変化において改定され、これに伴い、「個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則（案）」が改定されることについては、賛成するが、企業として急速な技術革新や新しいビジネスモデルを活用し、更なる日本経済の活性化につなげるには、個人情報を預ける個人のみならず、活用する企業の側においても、「安心して」使えるようなルールである必要がある。

公表されている「個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則（案）」については、以下に述べるように、個人情報を預かり活用していく企業にとっては、「安心して」活用しがたい点もあり、これらの点については、別途ガイドラインにおける例示などを通じて明確化を図っていただきたい。

加えて、インターネットの普及に伴い世界中を瞬時にデータが移動する現在の環境と企業のグローバル化に伴い国境を越えたデータ移転が日常化している中で、EU、米国、中国などをはじめとする各国との個人情報に関するルールの調整など、グローバルな視点においても企業が「安心して」個人情報を利用できるような環境整備に引き続き注力していただきたい。企業としては、海外当局との調整がなされた上で、今回の改正が「EU一般データ保護規則」において、「十分性」を取得できるようなものとなることを希望するものである。

## 2. 個別の項目について

### (1) 個人識別符号（施行令第1条、施行規則第2条・第3条・第5条）

個人識別符号の定義を設ける趣旨は、個人情報の範囲を明確化することにあると説明されてきたが、今般の施行令、施行規則の内容によっても、個人情報の範囲が明確になったとは言いがたい。すなわち、個人識別符号に該当しない情報であっても、「特定の個人を識別することができる」情報として、個人情報に該当すると判断される可能性が排除されないため、企業にとって個人情報該当性判断は明確とは言いがたい。

改正段階において議論されていた携帯電話番号、クレジットカード番号等が単独で個人識別符号に該当するか否かを明確にするとともに、個人情報の範囲・考え方を明確化するためのガイドライン（一般的には、個人情報に該当しない情報の例示を含む）等の整備が必要であると考え。

また、施行規則第2条に定められている「適切な範囲を適切な方法により電子計算機の用に供するために変換することとする。」とある「適切な範囲」「適切な方法」を個人識別符号ごとに明確にガイドライン等において示していただきたい。

## **(2) 個人識別符号要配慮個人情報（施行令第2条、施行規則第4条）**

施行令は、要配慮個人情報として「健康診断その他の検査の結果」（施行令第2条2号）や、逮捕等の「刑事事件に関する手続が行われたこと」（施行令同条4号）を挙げている。これらの情報が本人の意思と離れて流通すべきではないことは言うまでもないとしても、企業においては、これら情報は適正な雇用管理のために必要不可欠な情報であり、これらを正当な目的で利用することが妨げられないように、例えばガイドライン等の改訂や策定を通じて現在の利用について、取得や第三者への提供に比較して、より効率的な手続きで利用できるように手当てされるべきである。

## **(3) 個人情報データベース等の定義から除外されるもの（施行令第3条）**

いわゆる名簿業者等において販売されている名簿だけでなく、一般人が取得可能な無償配布の名簿やデータベース（例えば、市役所から無償で閲覧・謄写できる自治会長名簿、インターネット等において公開されている会員名簿などその活用のために公開されているような情報）についても、個人の権利利益を侵害するおそれはないものといえるため、これに含めるよう明記すべきである。

## **(4) オプトアウト手続による個人データの第三者提供に係る届出等（施行規則第7条～第10条）**

「本人が提供の停止を求めるのに必要な期間」（施行規則第7条1項1号）について、明確な日数を規則上定めるか、ガイドラインにおいて企業が最低限守るべき期間を示すべきである。企業は十分必要な期間をおいたと判断したとしても、個人的な事情において必要な期間ではないと本人が主張する場合が想定されるなど無用なトラブルが発生する可能性が大きい。

これらの期間を定めることができない場合は、企業においてこの期間について予め容易に知り得る状態にしてある場合には当該期間が適用されるなどの定めを設けるなどの措置を設けていただきたい。

- ・ **第三者提供に係る個人情報保護委員会による公表（施行規則第9条）**について、公表がなされる期間について定められるべきである。また企業側から公表の終了を求める手続きなど公表が終了される手続きを明確化すべきである。
- ・ **個人情報取扱事業者による公表（施行規則第10条）**について、公表がなされるべき期間について定められるべきである。

#### **(5) 外国の第三者が国内の第三者と同様に個人データの提供を受けるために整備すべき体制の基準（施行規則第11条）**

- ・ 「適切かつ合理的な方法により個人情報保護法の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること」（施行規則第11条1号）という記載は非常に抽象的な表現であり、企業としてはどこまでの措置が実施される必要があるか非常に不安定となる。

企業が「措置の実施が確保されている」と合理的に判断していても、事後結果的にこれが確保されていないと判断された場合、この第三者への移転そのものが本人との関係で不法行為となるような事態となるような場合が想定される。このような不安定な状況となると、例えば国内でのデータ解析業務などの業務委託先に提供する場合と比較し、過剰な対応を外国の第三者に実施しかねなく、ビッグデータの活用をはじめとする新しいビジネスの創造に支障をきたしかねない。

したがって、例えば国内で移転する場合と同様の措置がこの趣旨に沿った措置の確保に該当するなどを明確化するか、外国の第三者との間で個人情報保護法を遵守するよう契約により義務付けることがこの趣旨に沿った措置である旨等具体的な対応を明記するなど、ガイドラインで例示するなど要件を明確にしていきたい。

- ・ 施行規則第11条2号において、「国際的な枠組みに基づく認定」とあるがこの具体例を明記していただきたい。
- ・ 「第三者」（法第24条）に、グループ会社（親子会社・兄弟会社など）は該当しないと規定すべきと考える。企業のグローバル化に伴い、グローバルで一括した人事評価・人事異動を行うことは常態化しており、人事情報をグループ会社間で共有する必要性が高い。また、これらについては、本人についても第三者に提供されるという認識も低く、個人の権利利益の侵害の危険性は極めて低いためである。また、企業の組織再編も日常化しており、従来同一法人内の情報であったものが形式上第三者となるなど、実態に何ら変更がないにもかかわらず、同意取得などの手続きを取ることは煩雑であり、また個人の権利利益の侵害もない。少なくとも、グループ会社は、海外の法人であっても、国内の第三者と同様に扱えるようにすべきである。

- ・加えて、他の日本国内法人の海外支店・駐在員事務所や、外国法人の在日支店・駐在員事務所について、前者においては日本国内で同一法人が個人情報取扱事業者としての義務等を負うことから、また、後者においては、当該在日支店・駐在員事務所が日本国内で個人情報取扱事業者としての義務を負うことになることから、それぞれ法第24条にいう「外国にある第三者」に該当しないとの理解でよいかどうか確認したい。
- ・加えて、現在クラウドサービスにおいて個人情報を保管することがあるが、世界中のどの国のサーバーで保管されているか不明確であるクラウドサービスの利用が外国にある第三者への個人情報の移転に該当しない旨を明確にしていきたい。万が一これが外国にある第三者の移転ということになれば、現在の企業活動に著しい支障を生じるためである。
- ・法令で定めるとおり「外国」（法第24条）に該当しない「我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国」（法同条）が明記されていないが、明記されない理由及び明記される場合はどのようなプロセスにおいて明記されるのか、明らかにしていきたい。
- ・企業のグローバル化に伴い、企業は国内外を区別せず活動を行っている。これらの環境に対応できるように個人情報の域外移転についても明確な手当てを行い、企業が安心して企業活動ができるようにしていきたい。

#### **(6) 第三者提供に係る記録の作成等（施行規則第12条～第14条）**

- ・本人の同意を得て「本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合」（施行規則第12条3項）について、該当する具体的な場面を明らかにしていきたい。法第25条1項により委託等の場合は除かれているので、該当する場面が限られるのではないか。限定された場合なのであればその例を示すようにしていきたい。
- ・記録の保管義務について、記録内容に個人情報が含まれるところ（施行規則第13条1号ハ）、個人情報の漏洩防止の観点からは、個人情報はなるべく早く消去することが望ましく、企業も不要な個人情報は短期間で消去・削除している。したがって、これと平仄を合わせるためにも、保管期間を原則3年間とすることは長きにすぎると考える。法第25条の趣旨であるトレーサビリティの確保のために、一定の保管期間を設定することも理解できなくもないが、同様のトレーサビリティ確保が必要な例えば産業廃棄物等と異なり個人情報は特に住所等も含めた情報は頻繁にその内容が変更されることが想定されるため、原則2年に短縮すべきである。
- ・なお、施行規則第12条3項、第15条2項、第16条3項において、「その他の書面」とあるがその具体的要件を明確にしていきたい。

#### **(7) 第三者提供を受ける際の確認等（施行規則第15条～第18条）**

- ・取得経緯の確認は「契約書その他の書面の提示を受ける方法その他適切な方法」（施行規則第15条2項）で行うと規定されているが、通常契約当事者以外に契約書等の書面が提示されることは、当該契約書に規定される秘密保持条項からも困難であり、契約違反ともなりかねない。また、取得の経緯についてどのような内容が示されていればこれが適切な方法といえるかが明確でなく、ガイドライン等においてこれを明確にしていきたい。
- ・なお、個人情報の識別可能性（照合容易性）の判断については、「個人データを受ける場合」について、提供元基準という判断なのか明確にしていきたい。（消費者庁は提供元基準と判断しているようである）。なお、そうであるならば、提供先において識別可能性（照合容易性）が認められない場合は、「個人データを受ける場合」に該当しない旨を明確にしていきたい。

### **（8）匿名加工情報（施行規則第19条～第23条）**

- ・匿名加工情報と統計情報の区別を明確にし、統計情報が本規制の対象とならないことを明確にしてほしい。統計情報だけであれば本人の不信感を生じさせるものではない。
- ・作成／第三者提供時の公表（施行規則第21条）について、作成／第三者提供の都度行う必要がないことを明記すべきと考える。予め公表事項やプライバシーポリシー等で匿名加工情報の作成／第三者提供を行っている事実、作成／第三者提供の可能性のある項目を公表しておけば、本人に不安を生じることは想定されない。
- ・また、逆に頻繁に作成／第三者提供される匿名加工情報について、都度の公表を企業に求めるとなると、これに対応する無用のコストが当該本人の個人情報に関する利益とのバランスから過剰となり、ビッグデータの活用などによる産業活性化を妨げることになりかねない。
- ・なお、経済産業省が「匿名加工情報作成方法マニュアル」を作成しているが、貴委員会は、各省庁による縦割り型の規制を廃し、個人情報に関する規制を一元化するために設立された機関と考えるので、ガイドライン等については、これを一元化していただきたい。また、この基準についてこれらのマニュアル等に従っていれば基準を満たす旨明記いただきたい。
- ・規則第20条2号において「取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること」とあるが、基準や根拠が明確でない中で自己評価を行うことは、形式的な措置に陥る弊害もありうるため、「社会情勢の変化等に基づき適宜見直しを図らなければならない」といった規定にとどめておくべきである。
- ・また、規則第19条3号括弧書について具体的な例をガイドライン等で示していただきたい。なお、規則第19条各号は、その全てを満たす必要があるのかいずれかを満たせばよいのかを明確に規定していただきたい。

### 3. 最後に

ビッグデータの活用による経済の活性化が1つの目的である個人情報保護法の改正であるが、現在急速に企業がおかれている環境は変化している。日本経済の活性化の一助となるべく、日々新たなビジネスモデルを開発している企業においては、個人情報の保護に努めることは当然として、これを「安心して」活用できる環境の整備が急務である。法律等に従い、新しい仕組みを開発したつもりが、事後的に違法となる事態は必ず避けなければいけない。そのためにもこれら政令、規則あるいはガイドラインにおいて、明確にセーフティーゾーンを定めることが、ひいては個人情報の主体の本人の保護にもつながるものである。

また、繰り返しになるが、企業のグローバル化に伴い、全世界において情報が共有化し活用されている中で、個人情報の域外移転について EU や米国等と早急にルール明確化に努めていただき、日本企業が安心してグローバルな事業活動に邁進できる環境の整備に注力いただきたい。

以上